

# ご存知ですか？住まいの知恵

区では、住まいに関するいろいろな助成制度があります。以下に今回の改修事例で活用した助成制度を紹介します。

## 住まいに関する助成制度

### 助成制度の活用

内容	名称・事業名等	お問合せ（区担当係）
耐震診断を行い 建物の耐震性能を調べる 対象となる建物：昭和56年5月31日以前に着工した区内の木造住宅、その他条件あり	<b>耐震診断助成</b> (民間建築物耐震診断助成事業)	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当 <b>☎ 5608-6269</b>
耐震改修計画を作成し 工事の方法を考える 対象となる建物：昭和56年5月31日以前に着工した区内の木造住宅、その他条件あり	<b>耐震改修計画作成助成</b> (木造住宅耐震改修促進助成事業)	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当 <b>☎ 5608-6269</b>
耐震改修工事を行い 建物を地震に強くする 対象となる建物：昭和56年5月31日以前に着工した区内の木造住宅、その他条件あり	<b>耐震改修助成</b> (木造住宅耐震改修促進助成事業)	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当 <b>☎ 5608-6269</b>
高齢者の居室内での生活を 容易にし、自立を支援する 対象となる工事：①予防改修助成：手すりの取付け、段差の解消（浴槽の取替えを含む）、床材の変更、扉の取替え、洋式便器への取替え ②設備改修助成：浴槽の取替え、流し台・洗面台の取替え、洋式便器への取替え	<b>住宅改修費の助成</b> (高齢者自立支援住宅改修助成事業)	福祉保健部高齢者福祉課相談係 <b>☎ 5608-6171</b>
省エネや再生可能エネルギー 設備等を導入する 対象となる設備：太陽光発電システム、太陽熱利用システム、遮熱塗装、建築物断熱改修、住宅エネルギー監理システム(HEMS) 燃料電池発電給湯器(エネファーム)、家庭用蓄電システム、事業用小規模燃焼機器・空調機器・照明機器、直管型LED照明器具	<b>地球温暖化防止設備導入助成制度</b> (第二次すみだ環境の共創プラン)	環境保全課環境管理担当 <b>☎ 5608-6207</b>

助成を受けるには、契約前の申請が必要です。各担当に必ずお問合せください。

## 住まい何でも相談処



### 相談受付

まずはお電話ください。  
専門面接相談は事前のご予約が必要です。  
窓口でのご相談も、事前にお電話をいた  
だくと、対応がスムーズになります。

### 窓口相談・専門面接相談会場（案内図参照）

#### 墨田まちづくり公社 京島事務所

〒131-0046  
墨田区京島2-15-5 京島会館1階

### 専門面接相談のテーマ

- 第2火曜日（午後2時～午後5時）：住宅の新築・建替え相談、建築何でも相談
- 第3火曜日（午後2時～午後4時）：借地・借家・空き家に関する法律的な相談
- 第4火曜日（午後2時～午後5時）：耐震改修・リフォーム相談、建築何でも相談  
(随時／時間は要相談)
- 不動産の税金に関する相談



お電話はこちらまで  
**住まい何でも相談処**  
**☎ 3617-2262**

### 一般財団法人 墨田まちづくり公社 京島事務所

☎ 03-3617-2262

〒131-0046 東京都墨田区京島 2-15-5 京島会館1階

<http://sumida-machi.or.jp/>



住まい何でも相談処情報紙

# 住まい

第55号

令和3年  
2月26日発行



「香取神社 香梅園」

情報紙「住まい」は、住宅、住むことに関する情報を提供し、あなたが墨田に快適に住み続ける応援をします。

『住まい何でも相談処』は住まいに関する困りごと相談窓口です。  
建物の建替え計画、修繕に係わること、耐震改修、エコな住宅にリフォーム、不動産に関する税金について等、様々な相談をお受けしております。

### 『住まい何でも相談処』のご案内

#### 建築一般相談

#### 住まいの困りごと道案内

#### 専門面接相談（事前予約制）

#### 建築・修繕の業者紹介

住まいの様々なご相談に応じています。

もっとも適切な機関・団体の情報を提供  
します。

建築士・弁護士・税理士が無料で相談に  
応じています。

区内の協力団体をとおして、建設・修繕  
業者、設計者を紹介しています。

電話・窓口でのご相談  
専門面接相談のご予約

毎週月曜日～金曜日  
午前9時～午後5時  
祝日・年末年始を除きます

### 住まい何でも相談処

**☎ 3617-2262**

一般財団法人 墨田まちづくり公社京島事務所「住まい何でも相談処」

## 二軒長屋の耐震改修工事事例の紹介



今回は、二軒長屋における耐震改修工事を紹介いたします。

耐震改修工事では区の助成を受けられますが、何軒の長屋でも1棟の建物として助成対象となります。（助成を受けられるのは1回です。）

当事例では、先に行った耐震改修で助成を受けました。

工事にあたり二軒双方で話し合い、お互いの理解を得て工事は行われました。

### 耐震改修を行う理由

住み慣れた古い木造家屋に、長く住み続けられるように  
「地震に強い」建物に改修します。

耐震改修により、建物の構造が強くなります。また、耐震と共に行うリフォームにおいて、高性能な部材を用いることで、遮音性や断熱性能が向上し、住環境が変わります。

さらに、床の段差を解消し、水廻りを使い易くすることで、快適な住まいで暮らせるようになります。

### 居住者の声

耐震改修のおかげでやはり建物が揺れなくなりました。また、音の問題も改善されています。水廻り等のリフォームは、建築士さんのアドバイスや提案により、狭いスペースでも使い易いよう設計していただきました。

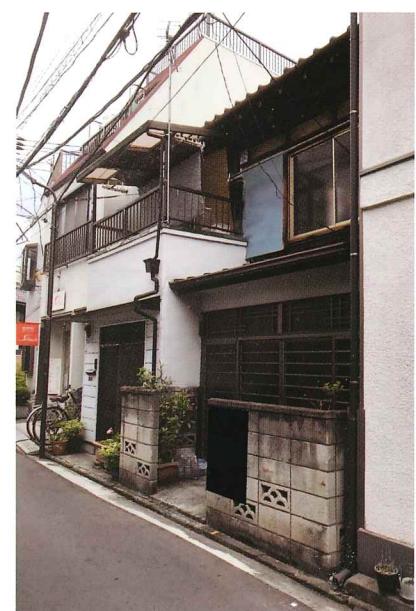
\*はじめに工事を行った居住者の方は、「住まい何でも相談処」の専門面接相談を受けて、その後相談処から紹介された建築士に耐震改修を依頼されました。

建築士は、助成関係、耐震設計、業者の手配等、関連作業を総合的に行います。

長屋の耐震改修は、できれば一棟全体で行うことが望ましいです。耐震性能は一棟で判断するため、基準を満たすよう、先に改修しない住戸の方も一部補強を行いました。建物全体を一体的に補強することで、耐震強度は向上します。

「生活を守る」住まいの安全を、耐震改修を行うことで手に入れてください。

### 改修による居住性の向上



改修前（二軒長屋）



改修後（右側住戸）



改修後（左側住戸）

### 屋根

屋根は先に行った工事で1棟全体を改修  
屋根材の軽量化により耐震性を向上



改修前



改修後

### 界壁

住戸間の遮音・防音性を高める  
ため界壁に遮音シートを採用



①断熱材



②合板



③遮音シート



④石膏ボード

### 床

厚みのある床板で水平面の剛性  
を強化



### 快適な住まいへ

段差をなくして歩行しやすい床



### 断熱材

断熱性能が区の助成対象の基準  
を満たす断熱材を使用



### 基礎・土台

布基礎・土台の新設により建物  
の基盤強固



### 柱

補強金物を用いた耐震改修



住まい何でも相談処